

御殿場市太陽光発電システム等新・省エネルギー機器設置事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷が少ないエネルギーの利用に係る市民の取組を推進し、地球温暖化の防止及び環境の保全を図るため、自己の居住する住宅に太陽光発電システム、太陽熱高度利用システム又は高効率給湯器を設置等した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定め、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電するシステムで電力会社との太陽光発電設備の系統連系にともなう電力受給に関する契約を締結するものをいう。
- (2) 太陽熱高度利用システム 住宅の屋根等に設置し、集熱媒体を強制循環させる太陽集熱器、蓄熱槽等によって構成され、給湯等に利用可能なシステムをいう。
- (3) 高効率給湯器 住宅用として設置するCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（年間給湯効率（APF）が一般地向け丸型一缶タイプについては3.1以上のもの、特殊仕様（寒冷地向け機種、塩害地向け機種、重塩害地向け機種、2缶タイプ、角型1缶タイプ、タンク200リットル以下の小容量タイプ、一体型タイプ又は多機能タイプ）については、年間給湯効率（APF）が2.7以上のもの）、潜熱回収型給湯器（給湯熱効率が90パーセント以上のもの）及びガスエンジン給湯器（総合効率が80パーセント以上の小出力発電設備であるもの）をいう。

(補助対象機器、補助対象者及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる機器（設置前に使用されたものは除く。以下「補助対象機器」という。）の種別、補助対象者及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象機器の種別	補助対象者	補助金の額
太陽光発電システム	市内の住宅に太陽光発電システムを設置し、又は同システムの設置された市内の新築の住宅を購入し、当該	5万円

		住宅に自ら居住する者で市町村税の滞納がない者	
	太陽熱高度利用システム	市内の住宅に太陽熱高度利用システムを設置し、又は同システムの設置された市内の新築の住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する者で市町村税の滞納がない者	2万円
高効率給湯器	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	市内の住宅で給湯器を高効率給湯器に付け替えし、当該住宅に自ら居住する者（新築時に設置するものは含まない。）で市町村税の滞納がない者	2万円
	潜熱回収型給湯器		1万円
	ガスエンジン給湯器		2万円

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、設置工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は設置工事完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、御殿場市太陽光発電システム等新・省エネルギー機器設置事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽光発電システムにあつては、電力会社との電力受給に関する契約書の写し、太陽熱高度利用システム又は高効率給湯器にあつては、補助対象機器の保証書の写し
- (2) 補助対象機器及びその設置に係る領収書並びにその内訳の写し
- (3) 市町村税の納税証明書
- (4) 補助対象機器の仕様が確認できる資料
- (5) 補助対象機器の設置状況を示す写真（高効率給湯器の場合は既築の住宅に付け替えたことが確認できる写真）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、御殿場市太陽光

発電システム等新・省エネルギー機器設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付は、補助対象機器の種別についてそれぞれ1世帯につき1回限りとする。
（補助金の請求）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の請求をしようとするときは、前条第2項に規定する補助金交付決定通知書を受けた日から7日以内に御殿場市太陽光発電システム等新・省エネルギー機器設置事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（協力）

第7条 市長は、補助決定者に対し、必要に応じて電気及びガスの使用量に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは当該補助金を返還させるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日以後に設置工事が完了したものについて適用する。

（御殿場市住宅用太陽光発電・太陽熱高度利用システム設置事業補助金交付要綱の廃止）

2 御殿場市住宅用太陽光発電・太陽熱高度利用システム設置事業補助金交付要綱（平成18年御殿場市告示第61号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 旧要綱に基づいて補助金の交付を受けた者については、旧要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

附 則（平成20年5月9日告示第113号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の御殿場市太陽光発電システム等新・省エネ

ルギー機器設置事業補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。